

(平成21年8月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの期間及び同年6月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から47年3月まで
② 昭和47年6月から48年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、A社（事業所名称変更後は、B社。）から、あらかじめ給料から引くかたちで国民年金保険料を納めているので、個人で領収書を大切に保管しておいてくださいと言われ、3年間くらいは大事に保管していたが、いつの間にか無くした。

申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していた5人の同僚を記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月11日以降に払い出されており、その時点では、申立期間のほとんどが時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付した形跡も見受けられず、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「A社において、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していた5人の同僚を記憶している。」と主張しているが、A社の元事業主は、「申立期間当時において、A社では申立てどおりの国民年金保険料の徴収を行っていない。」と回答しており、元同僚は「申立人とは一緒に働いていたが、国民年金保険料の徴収については分からない。」と証

言している。

なお、前記の元同僚 5 人の社会保険庁の国民年金被保険者記録を確認したが、申立人の申立期間と重なる期間は、国民年金に未加入又は国民年金保険料の未納期間となっている。

さらに、申立期間が 58 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から51年2月まで
申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
私の夫が、昭和37年4月からA県B部C課に勤務している時に、国民年金に任意加入し、毎月の給料から国民年金保険料が差し引かれ、その後の配置換えの勤務先においても継続していた記憶があるので、私の申立期間の国民年金加入記録が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月26日以降に払い出され、申立人は、51年3月1日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、昭和33年10月以降は、D市内からの住所変更も無いことから、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「私の夫が、昭和37年4月からA県B部C課に勤務している時に、国民年金に任意加入し、毎月の夫の給料から私の国民年金保険料が差し引かれ、その後の配置換えの勤務先においても継続していた記憶がある。」と主張しているが、A県では、「関係書類は保存期限を経過して廃棄されており、申立内容を確認することはできなかった。」と回答しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間が 167 か月と長期間である上、申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私は、昭和42年4月*日に入籍し、51年に自宅を新築するまで夫の実家に同居していた。また、申立期間については、同居していた夫の兄が家族6人分の国民年金保険料を村役場に納めていたにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

なお、A村（現在は、B市）には私と同姓同名の人がいるようで、その人の請求書が間違っって私に送られてきたこともあった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時同居していた義兄が私の国民年金の加入手続を行い、家族6人分の国民年金保険料を村役場で納付した。」と主張しているが、その義兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和44年5月8日以降であり、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付の取扱いとなることから、村役場の窓口で保険料を納付することはできない上、申立人の保険料を納付したとする義兄には保険料をまとめて納付した記憶は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が主張している同一市町村の同姓同名者について、社会

保険庁の記録を確認したが、該当者は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 12 月 20 日まで
②昭和 42 年 4 月 12 日から 43 年 1 月 10 日まで

私は、A社に勤務した期間について、照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間については、給料明細書及び雇用保険被保険者資格取得確認照会回答書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、雇用保険の記録及び元同僚の証言から、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主、申立期間当時の役員及び会計事務担当者は、いずれも既に他界しており、証言を得ることはできないほか、申立期間当時の元同僚3人は、「申立人が入社当初から厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」としている。

また、申立人が厚生年金保険料控除の資料として提出した昭和40年7月から43年1月までの給与及び賞与明細書21枚のうち、厚生年金保険料が記載されているものは2枚しか存在せず、その中で、40年7月の給与明細書で控除されている厚生年金保険料及び健康保険料は、それぞれ約1.3パーセント、約2.4パーセントの料率の金額であり、当時の料率（厚生年金保険料5.5%、健康保険料6.3%）と比較すると低い上、同年8月の賞与明細書を見ると厚生年金保険料及び健康保険料が控除されているが、厚生年金保険法の制度上、賞与からこれらの保険料を控除する

ようになったのは53年以降であることから、当該給与及び賞与明細書からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実を確認することはできない。

なお、申立人が提出した給与及び賞与明細書の残り19枚の厚生年金保険料欄には、17枚が「0円」と記載され、2枚は金額が記載されていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が管理する当該事業所の被保険者原票において、昭和38年7月1日から60年10月21日までの延べ114人の記録を確認したが、健康保険の整理番号に欠番が無い上、申立人は、43年4月5日に当該事業所で厚生年金保険に加入しているが、それ以前の番号を持つ15人の中にも申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで
A社には、昭和39年10月から41年3月まで勤務した記憶があるが、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「人事記録等の関連資料は保管していない。厚生年金保険の事務の取扱い及び申立人に関する記憶も無い。」と回答している。

また、元同僚2名は、「申立人は知っているものの、入社日や退職日は分からない。厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失届の受理番号が記入されている上、昭和40年5月の標準報酬等級表の改定後の定時決定の標準報酬月額の記事が無いことから、当該記録に不自然さはない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 (月日不詳) から
36 年 9 月まで (日付不詳)
② 昭和 37 年 6 月 12 日から
同年 9 月まで (日付不詳)

私は、65 歳になったことから年金受給手続のため社会保険事務所を訪れ、自分の年金記録を確認したところ、厚生年金保険加入記録が A 社では 1 か月、B 社では 8 か月しか確認できなかった。私は、それぞれの会社において申立期間も勤務していたはずであり、厚生年金保険の加入記録が無いのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は A 社には「店舗移転した年に入社した。」と申し立てしているところ、当該事業所の事業主は、「昭和 36 年の春に店舗移転した。」と証言していることから、申立人は昭和 36 年春以降に当該事業所に勤務したものと推認することができる。

しかしながら、当該事業所の事業主及び事務担当者は、「当時は 3 か月から 6 か月の見習期間があり、その期間は厚生年金保険を掛けていなかった。」と証言していることから、当該事業所では、すべての従業員を入社時点からすぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が管理する当該事業所の申立期間に係る被保険者原票を確認したが、申立人に該当する記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②については、申立人は「1 年間の臨時社員として入社し

たが、途中で会社から突然辞めさせられた。その後は勤務していなかった。」と述べていることから、申立期間については、当該事業所に勤務していなかったものと推認される。

また、当時の同僚等は、「当時のことはよく覚えていない。」としており、申立人の勤務実態について証言を得ることはできなかった。

さらに、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和36年10月7日に資格取得し、37年6月12日に資格喪失していることが確認でき、この得喪記録は、社会保険庁が管理する申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

- 3 このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、昭和 37 年は臨時作業員として、38 年及び 39 年は定期作業員として 4 月から 12 月まで A 事業所(現在は、B 事業所)に勤務したにもかかわらず、39 年 4 月から 11 月までの期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。

当時、国民健康保険に加入した覚えは無く、また、昭和 39 年に勤務していた時だけ給与からの控除額が少なかった覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 組合 D 支部が保管している申立人に係る人事記録、雇用台帳及び B 事業所からの回答により、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時の同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、事務員として雇用された期間は、厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立人と同じように特殊自動車運転手として雇用された期間は、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所では、職種により、厚生年金保険への適用を判断していたことがうかがわれる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について当該事業所に照会したところ、「当時の関連資料が無いことから不明。」と回答している。

さらに、申立人の複数の同僚は、「申立人は勤めていたが、厚生年金保険については分からない。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が管理する申立期間に係る被保険者原票を確認したが、申立人に該当する記録は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月23日から同年9月1日まで
私は、人事記録の写しのとおり、昭和30年6月23日から32年4月1日まで雇員として、A県B課（現在は、A県C課）に勤務していたが、臨時技術員として勤務した申立期間が厚生年金保険の加入期間となっておらず、年金額に反映されていない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県C課が保管している申立人に係る人事記録及び辞令案の起案文書の写しにより、申立人が当該事業所に昭和30年6月23日から勤務していることは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除等について、当該事業所では、「厚生年金保険の会計書類等が保存年限を過ぎており、既に処分されているため確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年6月18日から31年7月17日まで
②昭和31年8月25日から同年9月2日まで
③昭和31年10月21日から33年1月28日まで

私は、昭和29年に就職のため姉夫婦を頼ってA県に渡り、その年の9月からB社の下請会社であるC社（後に、D社に社名変更）に勤めていたが、親会社（B社）の本採用になれなかったことから、34年4月までいて、仕事に見切りを付けた記憶がある。それまでは勤めていたので申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、元同僚等の証言により、申立人がC社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①及び②について、当時の事業主は所在不明で連絡が取れず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無について確認することができない上、元同僚3人は「申立人のことは覚えているが、勤務時期などは、昔のことなので詳しいことまでは分からない。」としており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

2 申立期間③については、申立人は申立期間②に引き続いてC社に勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録を見ると、C社と同じ仕事を請負っていたE社F支店において、申立期間③の直前の昭和31年9月2日から同年10月21日まで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人はC社をいったん辞めていることが確

認できる。

また、申立期間③に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、当時の事業主は所在不明で連絡が取れない上、同僚の一人は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間などについては分からない。」としており、申立てに係る事実を確認できる証言は得られなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。